

I はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

また、いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、学校が関係機関や地域との連携を積極的に図りながら一丸となって組織的に対応することが求められている。

これに対し、国、島根県及び出雲市においては、いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関間の連携等をより実効的なものにするため、それぞれの基本方針が策定されたことを受け、本校においても「須佐小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

II 基本理念

1 基本方針

いじめの問題への対応は一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応していくことが重要である。また、いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む必要である。

未然防止の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような「授業づくり」と「集団づくり」を行っていくことにある。本校では、下記に示す学校教育目標を基盤としながら、児童に集団の一員としての自覚や自信を育み、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いに認め合える人間関係・学校風土の醸成を目指す。

また、いじめが発生した場合の対処については、早期発見・早期対応を前提とし、さらに対応の充実を図っていく。その際は、出雲市教育委員会を始めとする関係機関との連携を図りつつ、問題を抱える児童に応じた支援や指導を組織的に推進する。

2 いじめの定義（「いじめ防止対策推進法第2条」より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの基本認識

- (1) いじめは、全ての児童に関係する問題であるという認識をもつ。
- (2) 全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- (3) 「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識のもと、「どの学校、どの学級、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつ。
- (4) 常にいじめの兆候に対してアンテナを高くし、「いじめられている子を最後まで守り抜く」という強い信念を持って対応に当たる。
- (5) いじめの対応に当たっては、担任だけでなく、学校組織全体（事態によっては関係機関と連携）で対応する。
- (6) 家庭・地域に本校の取組を伝えて、チーム学校としていじめ防止を推進する。

Ⅲ 本校の教育目標

1 学校教育目標

ふるさとを愛し 共に学び続け 心豊かに たくましく生きる子どもの育成

2 めざす子ども像

- ・共に学び続ける子【確かな学力】
- ・ふるさとを愛し 自他を大切にするやさしい子【豊かな心】
- ・目標に向かって努力する子【健やかな体と心】

Ⅳ 校内組織

1 **いじめ対応委員会**

本校では、出雲市いじめ防止基本方針に則り、学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、その組織的な対応を担うための中核となる常設の組織を「いじめ対応委員会」として設置する。定期的に定例会を行う。

《構成員（校内委員）》

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・研究主任・事務主任
いじめ対応コーディネーター・不登校対策コーディネーター・教育相談担当
該当児童在籍学級担任

《活動》

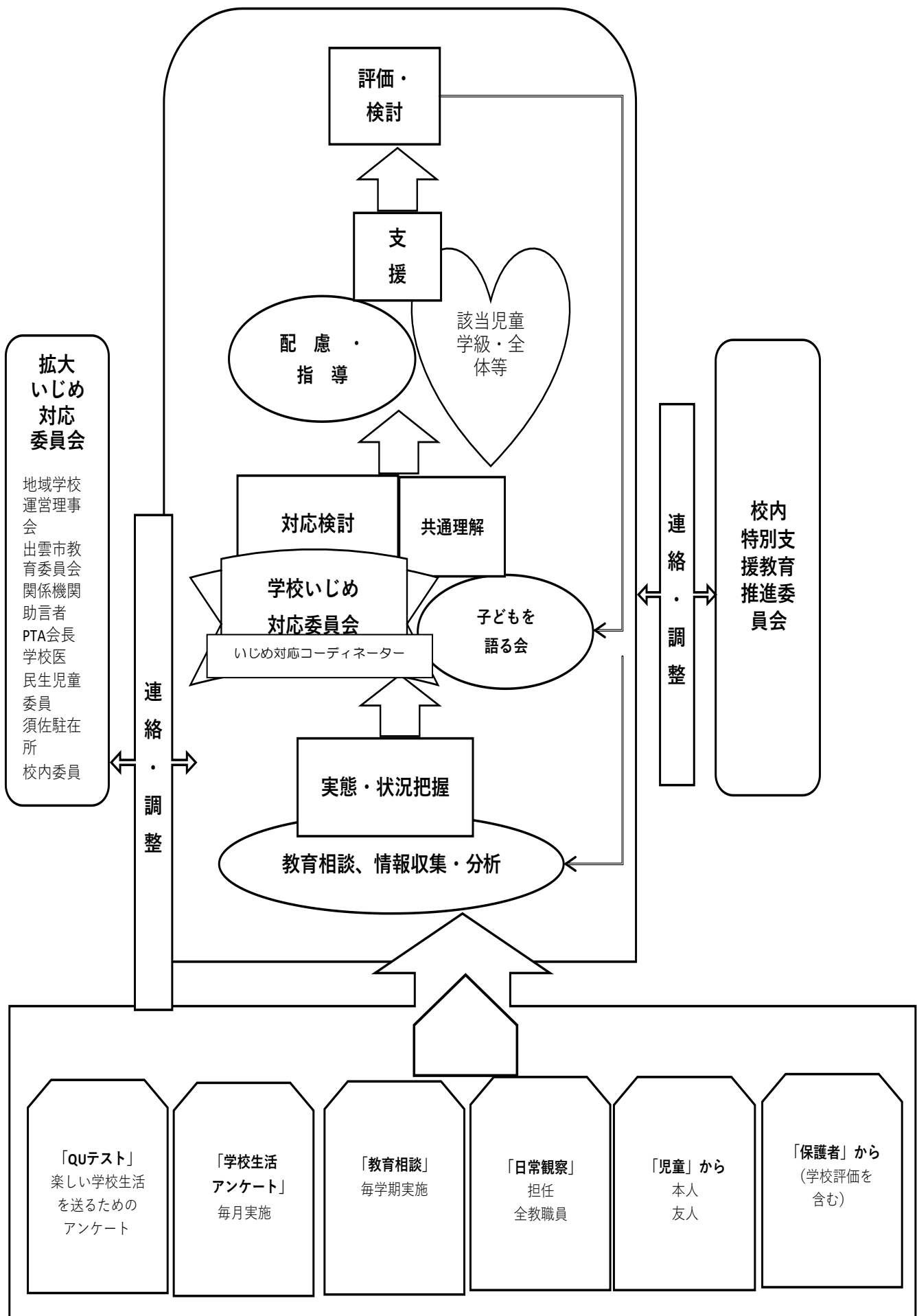
- (1) 学校いじめ防止基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証及び修正
- (2) いじめの相談・通報の窓口の設置と啓発
- (3) いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録・共有化
- (4) いじめの疑いに係る情報があった際の緊急対応（会議の開催、情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携）

2 **いじめ対応コーディネーター**

本校では、出雲市いじめ防止基本方針に則り、学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、その組織的な対応を担うための中核となる「いじめ対応コーディネーター」を置く。生徒指導主任が兼務する。

《活動》

- (1) 学校いじめ対応委員会の開催
- (2) いじめの相談・通報の窓口
- (3) 外部機関との連携
- (4) 校内研修の実施



3 拡大いじめ対応委員会

学校いじめ対応委員会を実際に機能させるに当たって、外部専門家の助言や支援等が必要になった際は、適宜「拡大いじめ対応委員会」を設置して対応にあたる。

《構成員》

前記校内委員・地域学校運営理事会理事長・出雲市教育委員会担当者・関係機関助言者
P T A会長・学校医・民生児童委員・須佐駐在所・その他

V いじめの防止等のための取組

1 いじめの未然防止のための取組

(1) 基本的な考え

いじめの未然防止の基本は、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律ある態度で授業や行事に主体的に参加・活躍することができる学校づくりにある。集団としての良さを生かしながら、きちんと授業に取り組み、基礎的な学力を身につけ、認められているという実感をもつことができれば、いたずらにいじめの加害に向かうことはなくなるはずである。

本校ではこの視点から「授業づくり」と「集団づくり」を見直し、それぞれ「規律」「学力」「自己有用感」の涵養を目指して、下記の取組を推進する。

	いじめ対応委員会での取組	全教職員での取組
5月	「いじめ防止基本方針」確認と改訂 「学校生活アンケート」及び「お話タイム」 等（教育相談）の検討	「いじめ防止基本方針」共通理解 「すさっこを語る会」（児童の情報交換） 「学校生活アンケート」実施
6月		「QUアンケート」実施⇒分析・対応 「お話タイム」実施
7月	校内研修企画 「教育相談」総括	「学校生活アンケート」実施
8月	1学期の取組の振り返りと検討	校内研修実施
9月		夏季休業明けの児童の様子情報交換 「学校生活アンケート」実施
10月		「すさっこを語る会」（児童の情報交換） 「QUアンケート」実施
11月	「教育相談」総括	「お話タイム」実施 「QUアンケート」⇒分析・対応
12月	2学期の取組の振り返りと検討	「学校生活アンケート」実施
1月		「学校生活アンケート」実施
2月	「教育相談」総括	「すさっこを語る会」（児童の情報交換） 「お話タイム」実施
3月	年間の活動の検討と修正	「学校生活アンケート」実施

(2) 指導にあたる際の配慮事項

学級担任等	<p>○日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成する。</p> <p>○はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。</p> <p>○一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。</p> <p>○教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。</p>
養護教諭	<p>○学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。</p>
生徒指導主任	<p>○いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。</p> <p>○日頃から関係機関等との情報交換や連携に取り組む。</p>
管理職	<p>○全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。</p> <p>○学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。</p> <p>○児童が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。</p> <p>○いじめの問題に児童自らが主体的に参加する取組を推進する。</p>
その他	<p>○年間を通した集団づくりに向けた取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縦割り班活動 ・児童会活動 ・集会活動 ・だんだんタイム ・すさっこウォーク ・オータムカップ ・ビッグフェスタ など

(3) インターネット上のいじめへの対策

- 児童に対し、情報モラルや情報活用能力に関する指導の徹底を図る。
- インターネットを通じて行われるいじめの防止、効果的な対処について、児童及び保護者に対して研修会等を実施する。

2 いじめの早期発見のための取組

(1) 基本的な考え

いじめは大人の目につきにくい場所や時間で行われたり、遊びや悪ふざけを装って行われたりするなど、大人が気付きにくい判断しにくい形で行われたりすることが多い。例えささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが大切になる。

本校ではこの視点から、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に子どもに係る情報交換を行い、情報の共有化を推進する。

(2) 指導に当たる際の配慮事項

学級担任等	<p>○お話タイム、QU アンケート、学校生活アンケート、休み時間・放課後の児童との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。</p> <p>○学級懇談、個人面談、家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。</p>
養護教諭	<p>○保健室を利用する児童との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつ</p>

	もと何か違うと感じたときは、その機会を捉え、悩みを聞く。
生徒指導主任	○定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。 ○保健室や生徒指導主任等による相談窓口や、電話相談窓口等について周知する。 ○教職員が得た、児童に対する気付きを共有できる場を設定する。
管理職	○児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。 ○学校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

(3) 取組内容

	「変化に気付く」取組	「情報を共有する」取組
4月	学校生活アンケート	家庭訪問（低学年）
5月	学校生活アンケート	すさっこを語る会
6月	QU アンケート お話タイム（教育相談） 生活目標と生活の振り返り	
7月	生活目標と生活の振り返り 学校生活アンケート	QU アンケート検討会 個人懇談
8月	生活目標と生活の振り返り	校内研修
9月	生活目標と生活の振り返り 学校生活アンケート	
10月	生活目標と生活の振り返り QU アンケート	すさっこを語る会 学級懇談会
11月	お話タイム（教育相談） 生活目標と生活の振り返り	
12月	生活目標と生活の振り返り 学校生活アンケート	QU アンケート検討会
1月	生活目標と生活の振り返り 学校生活アンケート	
2月	お話タイム（教育相談） 生活目標と生活の振り返り	すさっこを語る会 学級懇談会
3月	生活目標と生活の振り返り 学校生活アンケート	

(4) インターネット上のいじめへの対応

- 児童及び保護者、学校関係者が、インターネット等の利用の中で、誹謗中傷など関係者を傷つけるおそれのある情報を得た場合は、すみやかに学校又は教育委員会に報告することを呼びかけ、相互に見守る仕組みを整える。
- 島根県教育委員会が実施している、「学校ネット・パトロール事業」を活用する。

3 いじめに対する措置

(1) 基本的な考え

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的に対応することが大切になる。その際、被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下毅然とした態度で加害児童を指導する。また、指導する際は、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くことなく、社会性の向上や児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

本校ではこの視点から、組織的に被害児童のケアや加害児童への指導を行うことで問題の解消を目指すとともに、いじめが「重大な事態」と判断された場合には、教育委員会と連携しながら必要な対応を行う。

(2) 指導に当たる際の配慮事項

学級担任 養護教諭等	<ul style="list-style-type: none"> ○遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。 ○どんな相談や訴えでも真摯に傾聴することを基本とする。 ○ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりをもつ。 ○速やかに関係する児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。 ○被害児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
生徒指導主任	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめの疑いが報告された際は、直ちに管理職に報告し「学校いじめ対応委員会」で対応等を協議する。 ○全教職員への、発見・通報を受けた情報の共有化を図る。
管理職	<ul style="list-style-type: none"> ○「学校いじめ対応委員会」において、問題の解消に向けた取組を推進する。 ○事実確認の結果を学校の設置者に報告し、連携をとる。 ○いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。 ○児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) 組織的ないじめ対応の流れ（対応の流れ・・・別紙1）

① 情報を集める	学級担任 養護教諭 等	<ul style="list-style-type: none"> ◇いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける。） ◇児童や保護者から相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。 ◇発見・通報を受けた場合は、速やかに関係する児童から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。その際、他の児童生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所・時間等に慎重な配慮を行う。 ◇いじめた児童生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取る。
	いじめ対応委員会	<ul style="list-style-type: none"> ◇教職員、児童、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。その際、得られた情報は確実に記録に残す。 ◇一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。
② を指導・ 支援体制 を組む	いじめ対応委員会	<ul style="list-style-type: none"> ◇正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。 ◇担当する役割分担を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 被害児童、加害児童への対応 ⇒ その保護者への対応 ⇒ 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無等 ◇現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。
③ —A児童への 指導・支援	被害児童に 対応する教員	<ul style="list-style-type: none"> ◇被害児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、被害児童に対し徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。 ◇被害児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。 ◇被害児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情が下がらないように留意する。
	加害児童に 対応する教員	<ul style="list-style-type: none"> ◇加害児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

		<p>◇必要に応じて、加害児童を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、被害児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。</p> <p>◇加害児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。</p> <p>◇不満やストレス（交友関係や学習、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などで的確に発散できる力を育む。</p> <p>◇加害児童生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。</p>
	担任	<p>◇学級で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。</p> <p>◇いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。</p> <p>◇はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。</p>
	いじめ対応委員会	<p>◇状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく</p> <p>◇いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。</p> <p>◇指導記録等を確実に保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。</p>
③ ― B 保護者との 連携	学級担任を含む 複数の教員	<p>◇家庭訪問等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。（加害、被害とも）（学級担任を中心に複数人数で対応）</p> <p>◇被害児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。</p> <p>◇事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。</p>

(4) インターネット上のいじめへの対応

- ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。
- 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合は、プロバイダに対して速やかに削除を求める
- こうした措置をとるに当たり、必要に応じて地方法務局の協力を求める。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、教育委員会に連絡するとともに、直ちに警察署に通報し適切に援助を求める。

4 重大事態への対処

(1) 基本的な考え

本校において、下記にあげるような重大事態が発生した場合は、速やかに出雲市教育委員会に報告する。重大事態と認められるいじめ事案についての調査は、「いじめ調査委員会」を設置し調査を行う。調査に当たっては出雲市いじめ防止基本方針に則り、教育委員会の「出雲市いじめ対応チーム」の指導及び支援を受け、適切に対応する。

(2) 重大事態

以下に示す場合を「重大事態」と受け止める。

- いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が発生した疑いがあると認めるとき
 - ・児童が自死を企図した場合
 - ・身体に重大な被害を負った場合

- ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 など
- いじめにより、児童が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき
- 「相当の期間」については、年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席するような場合は目安に関わらず、適切に判断する
- 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

(3) 重大事態への対応の流れ（別紙2）

5 いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断する。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3カ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、教育委員会又は学校いじめ対応委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

(2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対応委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援体制、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが、「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

6 その他の留意事項

(1) 学校相互間の連携体制の整備

いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合、学校同士が情報共有を図り、いじめを受けた児童生徒、その保護者やいじめを行った児童生徒、その保護者に適切に支援、指導や助言ができるよう、学校相互間の連携・協力をを行う。

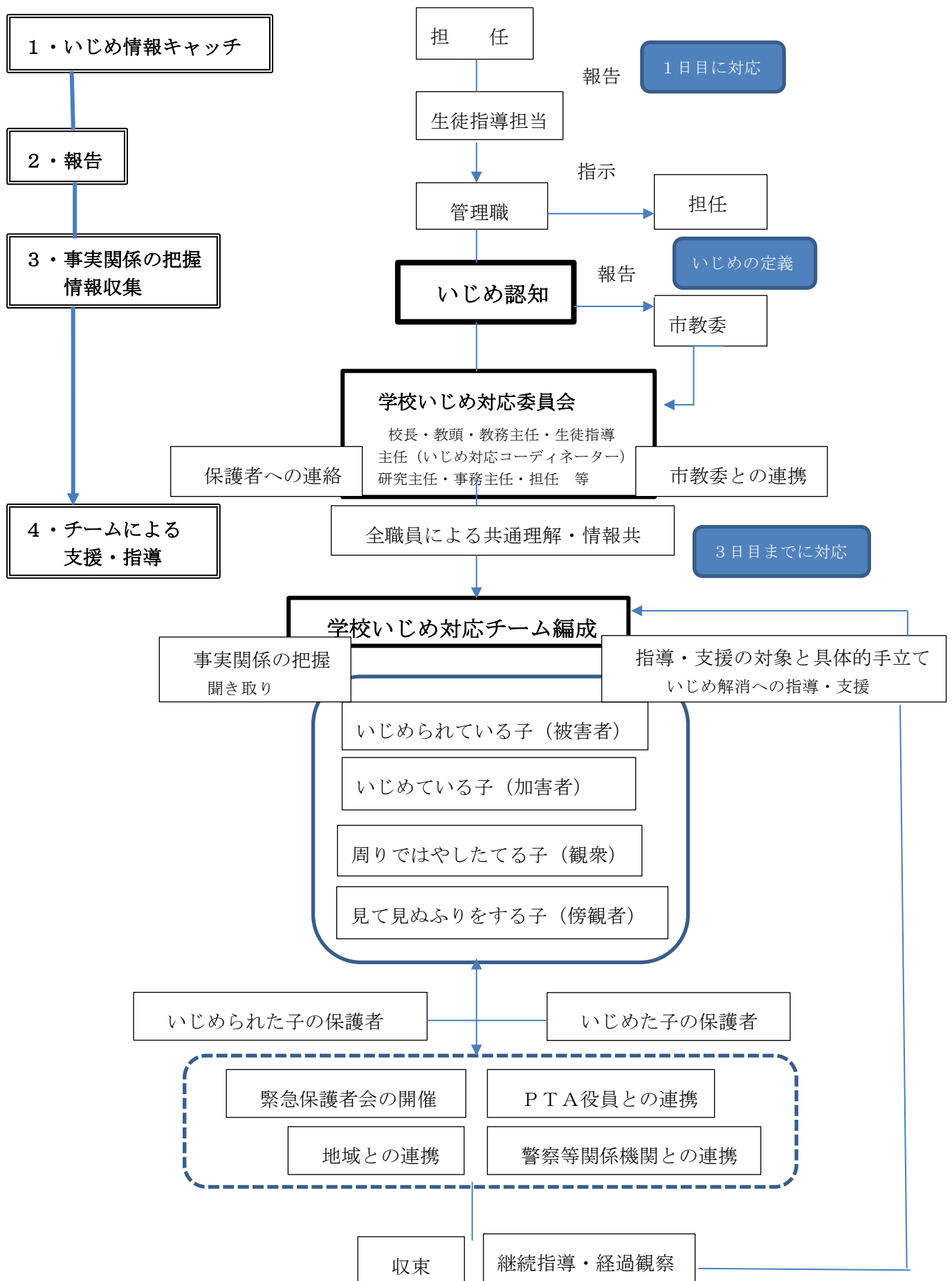
(2) 地域や家庭との連携及び保護者への支援

学校いじめ防止基本方針について地域や保護者の理解を得るよう努める。また、学校とPTA、児童委員、放課後児童クラブ、スポーツ少年団など地域の関係団体とも、いじめの問題について適宜協議する機会を設けるとともに、地域学校運営理事会を活用するなどして、地域や家庭と連携した対策を推進するように努める。

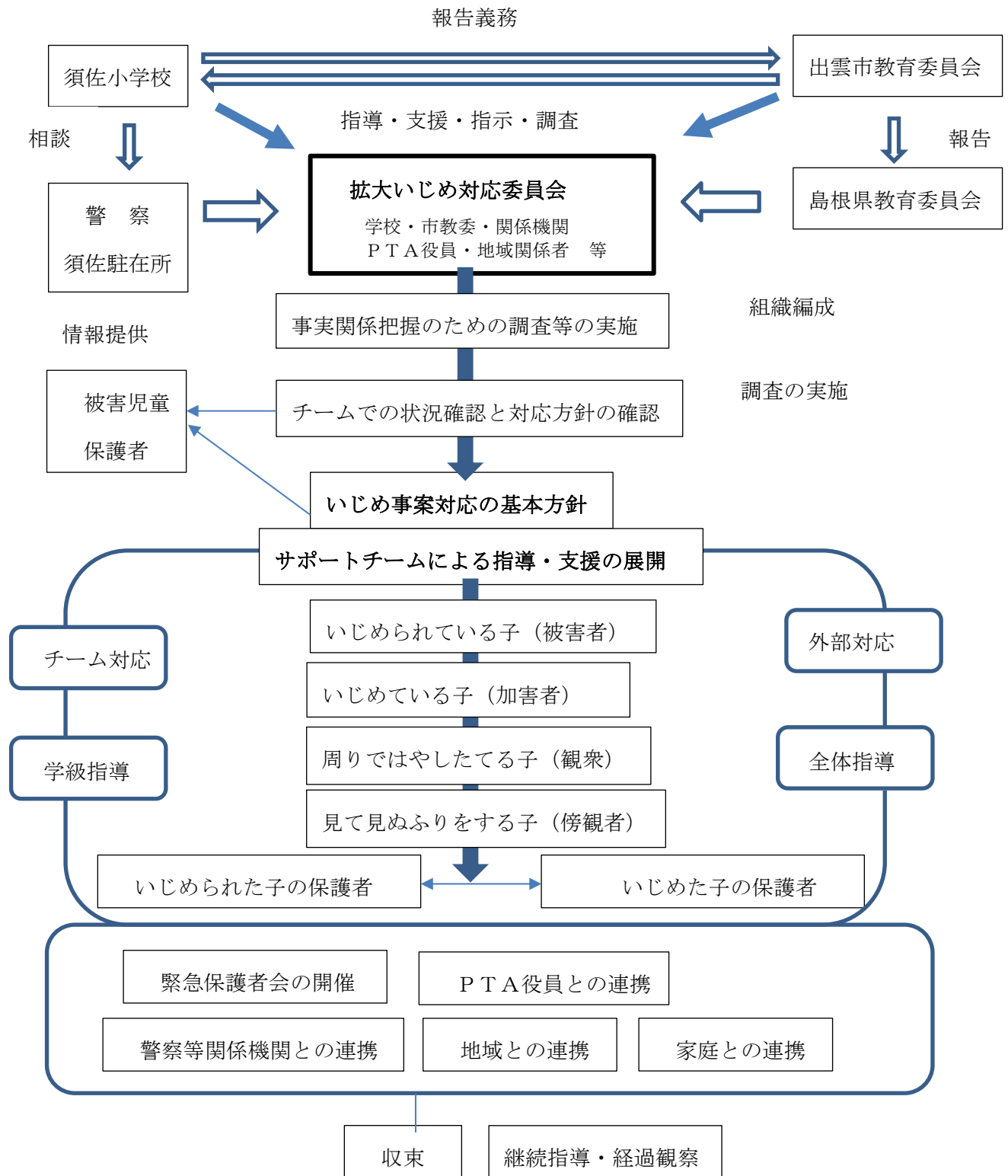
(3) 基本方針の点検と必要に応じた見直し

国や県、市の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めた時は、その結果に基づいて、必要な措置を講じる。また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努める。

(別紙1) いじめが起きた時の対応の流れ



(別紙2) 重大事態が起きた時の対応の流れ



【重大事態・いじめの調査について】

- (1) 学校が重大事態の調査を行う場合は、被害側に必要な情報提供がされるよう、市が指導・支援をする。
- (2) 重大事態の調査の公平性・中立性について説明する。また、調査組織の構成について被害側から要望があり必要と認められる場合は教育委員会や学校は調整をする。
- (3) 重大事態の調査結果を踏まえた再発防止の取組状況を、1年以内に教育長に報告する。
- (4) いじめに関わる調査等は、重大事態に係るものは5年間、他は1年間保存する。
- (5) 改善が図られ、いじめが解消するまで、本人等に再発の有無を確認し記録に残す。